とめ地域福祉の木

「幹」「根」がしっかりしたものでないと、葉を茂らせた大きな木には育たない。木は目に見える葉や幹が注目されるが、それを支える「根」が一番重要である。

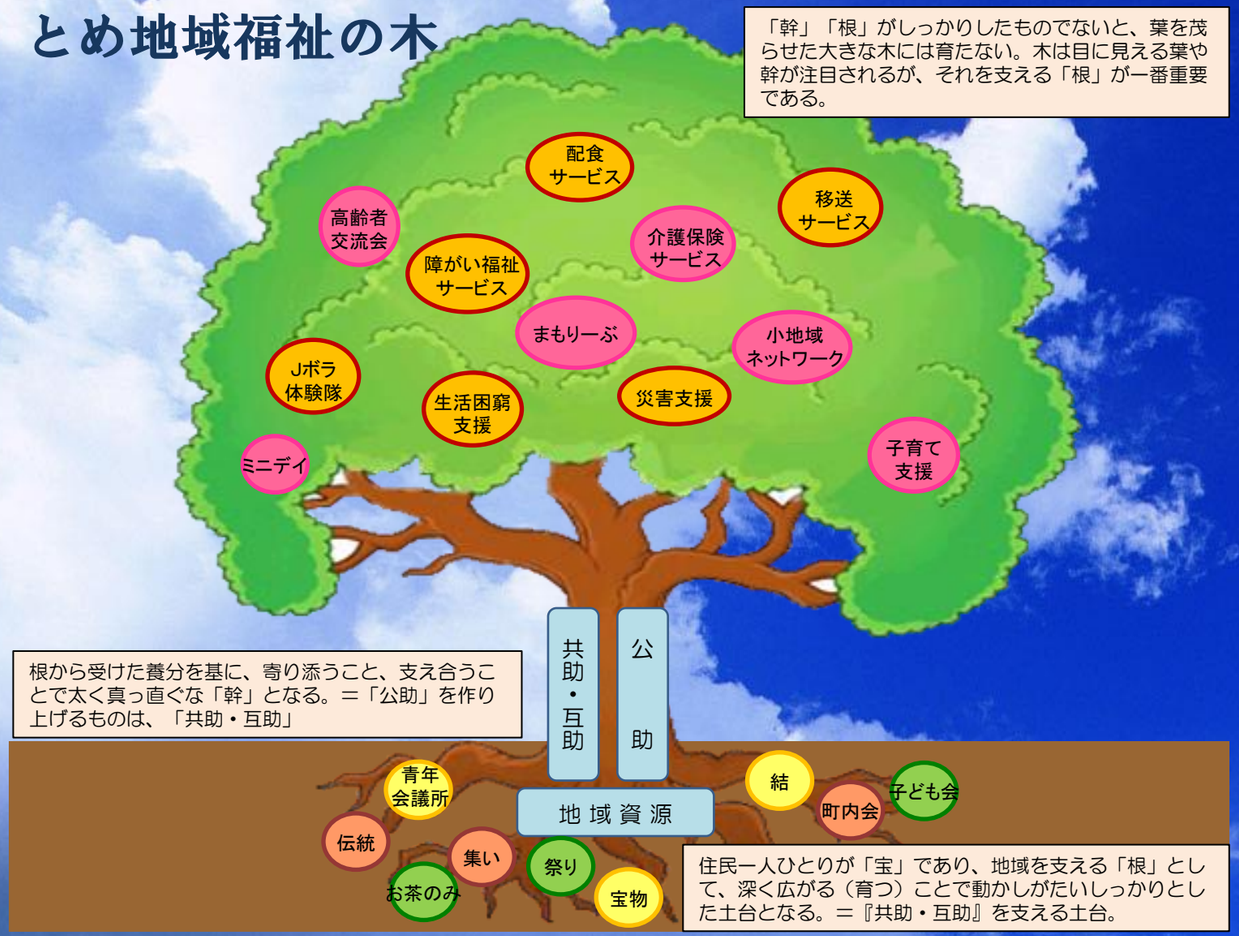

根から受けた養分を基に、寄り添うこと、支え合うことで太く真っ直ぐな「幹」となる。＝「公助」を作り上げるものは、「共助・互助」

住民一人ひとりが「宝」であり、地域を支える「根」として、深く広がる（育つ）ことで動かしがたいしっかりとした土台となる。＝『共助・互助』を支える土台。

参考：生活支援コーディネーター養成テキスト内「地域づくりの木」

概要版

第2次登米市地域福祉活動計画

《基本理念》

『一人ひとりの力を合わせ、みんなの幸せのために』

～共に支え合い、誰もが安心して暮らせるまちづくり～

登米市地域福祉活動計画と行政計画との関係図

登米市地域福祉活動計画（登米市社会福祉協議会）

一人ひとりの力を合わせ、みんなの幸せのために
～共に支え合い、誰もが安心して暮らせるまちづくり～

1．きづき　～　自ら「自分の住む地域の福祉課題」にきづく　～
2．つながり　～　住民一人ひとりの絆を深める　～
3．ささえあい　～　多くの手で地域福祉活動を推進する　～

連携

宮城県地域福祉支援計画

支援

登米市地域福祉計画（登米市）

登米市総合計画（登米市）

平成29年3月策定

社会福祉法人登米市社会福祉協議会

登米市地域福祉活動計画は、住民・地域・行政・社会福祉協議会などがそれぞれの役割をもちながら協働で進める計画です。

１．　計画策定の意義

この計画は、民間の立場で進める地域福祉活動の計画であるとともに、社会福祉協議会がめざす地域福祉の姿を示したものです。

２．　計画策定の期間

計画の期間は、登米市地域福祉計画（平成２８年度から平成３２年度）との整合性や各種制度改正を視野に入れ、計画終了期間である平成３２年度までの４年間を推進期間として、評価・見直しを図りながら進めます。

基本理念

『一人ひとりの力を合わせ、みんなの幸せのために』

～共に支え合い、誰もが安心して暮らせるまちづくり～

基本目標１

きづき

自ら「自分の住む地域の福祉課題」にきづく

基本目標２

つながり

住民一人ひとりの絆を深める

基本目標３

ささえあい

多くの手で地域福祉活動を推進する

実施計画

①住民が主体的に活動するまちづくりの推進

(1)福祉を支える人材・　組織の育成
(2)福祉教育の推進
(3)自立した生活を促すための支援体制づくり

②福祉サービスの充実

(1)高齢者福祉の充実
(2)介護保険事業の充実
(3)子育て支援の充実
(4)障害者福祉の充実

③総合支援体制の充実

(1)相談機能の充実と強化
(2)生活福祉を向上させるための支援と善意の保管・運用

①住民が主体的に活動するまちづくりの推進

(1) 福祉を支える人材・組織の育成

今後の地域包括ケア体制の推進のためにも、生活支援と介護予防の観点からすれば、地域づくりがこれまで以上に重要となってきます。その基本となるのが、住民ニーズの把握・地域資源の把握・小地域ネットワーク事業であると考えています。２次計画では積極的に地域へと足を運び、地域の方々との直接の対話等を通じた活動を展開します。

(2) 福祉教育の推進

学校教育における福祉体験学習等の推進を継続し、福祉体験用具の貸出しも積極的に行っていきます。また、地域における地区懇談会(座談会)等を通じて、地域内の福祉課題をはじめとする様々な課題に対して地域住民が自ら気付き、考え、行動が起こせるよう支援を進めて行きます。

(3) 自立した生活を促すための支援体制づくり

平成２９年度から始まる総合支援事業への取り組みや、平成３０年度からの地域包括ケアシステムへの対応など、本会役職員が一丸となって取り組み、本会の事業だけでは対応しきれない部分は、地域で活発な活動が展開できるよう、より一層連携強化に向けた体制づくりに力を入れていきます。

②福祉サービスの充実

(1) 高齢者福祉の充実（一般事業及び受託事業）

これまで、継続した事業展開を行ってきましたが、地域に合った、その人に合ったサービス展開も考慮していく必要があります。しかし、地域特性や個人の希望は千差万別で、全ての方が望むサービス提供は困難ですが、出来るだけ多くの方の要望に沿えるよう、最大公約数を満たすサービス提供に努めていきます。

(2) 介護保険事業の充実

利用される方の自立支援を基本に、地域の中で選ばれる事業所づくりを進めます。新たな処遇改善施策の構築によりサービスの要となる介護スタッフの安定した確保への取り組みをはじめ、利用者一人ひとりに合わせた支援を行います。また、多様化する家庭環境や地域の状況にも目を配り、社協が培ってきた地域や関係機関とのネットワークも活用しながら、地域で自分らしい生活できるよう支援します。

(3) 子育て支援事業の充実

子育てしやすい環境を整備するために、関係機関や団体との情報交換・連携を図り、人員不足や高齢化となっている子育て支援ボランティアの人材育成のため養成講座を開催し、地域全体で子育てを支援していく体制（子育て支援のネットワークづくり）を推進していきます。

(4) 障害福祉の充実

いま社協が持っているネットワークやサービス資源を活用し、支援を必要とする方々を把握し、災害時も含めた生活全体の支援が図れるようにします。また、住み慣れた地域での生活継続と自立に向け、支援者として必要な障がいの理解や課題に応じた支援技術の向上を図ります。

③総合支援体制の充実

(1) 相談機能の充実と強化

法律相談は継続実施していきますが、定例相談については予約制を含めて検討していきます。また、複雑多岐に亘る相談に対応するため相談員や職員の研修会を実施し資質の向上に努め、他機関との連携を取り、総合相談ネットワークの確立を進めます。

(2) 生活福祉を向上させるための支援と善意の保管・運用

歳末義援金の配分方法については、関係者や市民の意見を尊重しながら、善意銀行の財源確保と合わせ、あらたな事業配分について慎重に協議していきます。また、貸付についても古くからの貸し付け滞納件数が多く、今後さらに民生委員や関係機関との連携強化を図りながら償還指導を強化していきます。